

別紙 1

農業農村整備事業等の工事における工事関係書類の標準化の取扱い

1 目的

農業土木工事共通仕様書等に基づき、受注者に対して提出を求めている工事関係書類について、土木部における「工事関係書類の標準化について」（令和元年9月27日付け事管第244号土木部長通知）の取扱いに準じて、国土交通省（以下、「国」という。）と県の両方で共通する様式については、国様式の使用を標準とすることで受発注者の業務効率化を図ることを目的とする。

2 実施内容

標準化対象書類は、農業土木工事共通仕様書等で定めていない工事関係書類も含め、別紙「農業農村整備事業等の工事における工事関係書類の標準化対象リスト」に定めた書類として、国様式の使用を標準とする。

3 適用年月日

令和3年4月1日以降に公告又は通知する工事

4 適用日以前に契約した工事における取扱い

契約図書（特記仕様書）で示された農業土木工事共通仕様書等で定めている工事関係書類を使用する。

5 その他

本取扱いについて疑義等が生じた場合は、受発注者が協議を行うものとする。